

5) 転倒転落によるインシデント影響度分類レベル3 b 以上の発生率

- ・ 集計値は次の式で算出した値とする。

(退院患者に発生したインシデント影響度分類レベル3 b 以上の転倒・転落の発生件数 / 退院患者の在院日数の総和) ×1000

- ・ 式の分母及び分子で使用する値の抽出方法は次のとおり。

1. 令和 6 年 6 月 1 日以降に入院し、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの期間に退院患者であり、一般病棟に 1 回以上入院した患者を集計対象とする。ただし、入院後 24 時間以内に死亡した患者、生後 1 週間以内に死亡した新生児、臓器移植は集計対象外とする。

2. 同一患者が複数回転倒した場合は個別に集計する。ただし同一患者における同一転倒・転落に対し複数のインシデント・アクシデント報告が提出された場合は1件とする。

<注意点>

- ・ 当該項目は医療機関の性質ごとに異なるため、他医療機関の値との単純比較は困難である。
- ・ 「医療広告ガイドライン」を踏まえ算出した値については、対象となった患者の状態等による影響も大きい。
- ・ 分子が 10 件未満の場合は、分母、分子、割合の全ての項目で「－」を表示する。

退院患者の在院日数の総和(分母)	退院患者に発生したインシデント影響度分類レベル3b以上の転倒・転落の発生件数(分子)	転倒転落によるインシデント影響度分類レベル3b以上の発生率(‰)
144,203	10	0.07‰